

第3 安心で質の高い医療・介護サービスの安定的な提供

安定的で持続可能な医療保険制度とするため、各医療保険制度に係る必要な経費の確保等を図る。

また、在宅医療・介護を支える人材の育成や基盤の整備等とともに、地域住民が住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを継続的・一体的に受けることのできる体制（地域包括ケアシステム）の整備を推進する。

その他、医師等の確保対策をはじめとした地域医療確保対策、救急医療、周産期医療の体制整備、災害医療体制の強化、安定的な介護保険制度の運営の確保、地域での介護基盤の整備、革新的な医薬品・医療機器の開発促進等により安心で質の高い医療・介護サービスを安定的に提供する。

1 安定的で持続可能な医療保険制度の運営の確保

10兆3, 519億円(9兆8, 744億円)

(1) 各医療保険制度等に係る医療費国庫負担

10兆3, 519億円(9兆8, 744億円)

各医療保険制度等に係る国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る。なお、医療保険制度の見直しに係る経費については、予算編成過程で検討する。

(2) 高齢者医療制度の負担軽減措置

現在の高齢者医療制度の負担軽減措置に係る経費については、予算編成過程で検討する。

2 医療提供体制の機能強化

610億円(613億円)

(1) 地域医療確保対策

106億円(82億円)

① 地域医療支援センターの整備の拡充

11億円(5. 5億円)

地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援、医師不足病院の医師確保の支援等を行うため、都道府県が設置する「地域医療支援センター」の箇所数を拡充し、都道府県の医師確保対策の取組を支援する。

②専門医の在り方に関する検討 27百万円(24百万円)

医師の質の一層の向上や医師の偏在是正を図るため、地域に必要な専門医がバランスよく分布するよう、診療領域別の必要医師養成数の実態把握を含め、専門医の在り方に関して幅広く検討を行う。

③チーム医療の普及推進(新規) 2. 9億円

質の高いチーム医療の実践を全国の医療現場に普及定着させ、看護師、薬剤師等医療関係職種の業務の効率化・負担軽減等を図るとともに、質の高い医療サービスを実現する。

④女性医師の離職防止・復職支援

出産や育児等により離職している女性医師の復職支援のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受入医療機関の紹介や復職後の勤務態様に応じた研修等を実施する。

また、病院内保育所の運営に必要な経費について財政支援を行い、子どもを持つ女性医師や看護職員等の離職防止や復職支援を行う。

(医療提供体制推進事業費補助金（255 億円）の内数の他、衛生関係指導者養成等委託費 1.7 億円)

⑤看護職員の確保策等の推進

地域医療に従事する看護職員の養成・確保を図るため、看護師等養成所の運営、病院内保育所の運営や新人看護職員研修の実施等に必要な経費について財政支援を行う。

また、看護学生の養成を担う看護教員の質・量双方の充実に向けて、e ラーニングを活用した通信教育システムを整備する。

(医療提供体制推進事業費補助金（255 億円）の内数の他、医療関係者養成確保対策費等補助金等 50 億円)

⑥医療情報連携の基盤の整備(新規)【重点化】 20億円

医療機関が診療データを標準的な形式で外部保存し、連携する医療機関においてデータの相互閲覧を可能とするとともに、災害時等にはバックアップとしても利用可能な医療情報連携・保全基盤を整備する。

(2) 救急医療、周産期医療の体制整備

医療提供体制推進事業費補助金(255億円)の内数

① 救急医療体制の充実

救急医療体制の充実・強化を図るため、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センター等への財政支援を行う。

② ドクターヘリの導入促進事業の充実

早期治療の開始と迅速な搬送による救命率の向上を図るため、ドクターヘリ（医師が同乗する救急医療用ヘリコプター）の配備や運航に必要な経費について財政支援を行う。

③ 周産期医療体制の充実

地域で安心して産み育てることのできる医療の確保を図るため、総合周産期母子医療センターやそれを支える地域周産期母子医療センターのMFICU（母体・胎児集中治療室）、NICU（新生児集中治療室）等への財政支援を行う。

(3) 災害医療体制の強化

2億円(1.5億円)

災害時に被災県や被災県内の災害拠点病院との連絡調整等を担う災害派遣医療チーム（DMAT）事務局の体制を強化するとともに、被災地で物資調達、情報収集や連絡調整などの取りまとめ役を担うDMAT隊員を養成する。

また、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」について、DMATの活動状況や広域にわたる患者搬送などの機能強化を図る。

（参考）平成23年度第3次補正予算において、

- ① 災害の発生時にも医療を継続して提供できるよう、災害拠点病院等の耐震化整備、
- ② 災害拠点病院等の自家発電設備等の整備や、災害派遣医療チーム（DMAT）が携行する通信機器等の整備

に対して財政支援を行う内容を要求している。（216億円）

3 在宅医療・介護の推進

127億円(1. 1億円)

(1)在宅チーム医療を担う人材の育成(新規)【重点化】

8. 7億円

今後、増加が見込まれる在宅療養者への質の高い在宅医療を提供できるよう、医師、歯科医師、看護師、薬剤師などの専門職種ごとの研修を行うとともに、多職種協働で地域において在宅医療を担う人材(指導者)を養成するための研修を行うことにより、在宅医療を担う人材の知識・技術の習得や向上を図る。

(2)実施拠点となる基盤の整備

89億円(1. 1億円)

①在宅医療連携体制の推進【重点化】

31億円(1. 1億円)

多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、医療と介護が連携した地域での包括的かつ継続的な在宅医療の提供に向け、在宅医療を提供する医療機関等による連携を地域や疾患の特性に応じて推進する。

②在宅医療を提供する拠点薬局の整備(新規)【重点化】

20億円

がん患者等の在宅医療を推進するため、高い無菌性が求められる注射薬や輸液などを身近な薬局で調剤できるよう、地域拠点薬局の無菌調剤室の共同利用体制を構築する。

③栄養ケア活動の支援(新規)【重点化】

2. 7億円

栄養ケアの支援体制を構築するため、地域で栄養ケアを担う管理栄養士等の人材の確保、関係機関等と連携した先駆的活動を行うNPO法人等の取組の推進を図る。

④在宅サービス拠点の充実(新規)【重点化】

35億円の内数

地域で包括的な介護基盤を整備するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスを組み合わせた「複合型サービス事業所」、訪問介護と訪問看護が密接に連携した「定期巡回・随時対応サービス」の普及を図るとともに、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置を図る。

⑤低所得高齢者の住まい対策(新規)【重点化】

35億円の内数

低所得高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、小規模な養護老人ホームの整備等を推進するとともに、養護老人ホームや軽費老人ホームにおいても必要な介護が受けられ、引き続き居住できるよう個室化等の推進を図る。

(3)個別の疾患等に対応したサービスの充実・支援	29億円
①国立高度専門医療研究センターを中心とした在宅医療推進のための研究事業(新規) 【重点化】	16億円
国立高度専門医療研究センターを中心とした、がんや精神疾患など、在宅患者の個別の疾患それぞれの特性に応じた在宅医療を推進するための研究を実施する。	
②在宅医療推進のための医療機器の承認の促進(新規)【重点化】	14百万円
在宅医療の現場で必要とされている医療機器について、その特性を踏まえた迅速な薬事承認のための評価指針の策定等を進める。	
③在宅医療推進のための看護業務の安全性等の検証(新規)【重点化】	92百万円
患者・家族が希望する在宅医療を実現するため、専門的な臨床実践能力を有する看護師が医師の包括的指示を受け、看護業務を実施できる仕組みの構築に向け、業務の安全性や効果の検証を行う。	
④在宅介護者への歯科口腔保健の推進(新規)【重点化】	4. 6億円
在宅療養者の健康の保持・向上を図るため、在宅介護者(在宅療養者を介護する家族等)への歯科口腔保健(歯科疾患の予防に向けた取組み等による口腔の健康の保持)の知識等について普及啓発などを行う口腔保健支援センターを各都道府県に整備する。	
⑤在宅緩和ケア地域連携事業(新規)【重点化】	3. 6億円
在宅緩和ケアの地域連携体制を構築するため、がん診療連携拠点病院が都道府県と連携して二次医療圏内の在宅療養支援を行う医療機関の協力リストを作成するとともに、同圏内の在宅緩和ケアを専門とする医師等と協力して在宅療養支援を行う医師等に対して在宅緩和ケアに関する知識と技術の研修を実施する。	
⑥難病患者の在宅医療・介護の充実・強化事業(新規)【重点化】	1. 5億円
在宅医療・介護を必要とする難病患者が安心・安全な生活を営めるよう、在宅難病患者の日常生活支援の強化のため、医療・介護従事者研修の実施や災害時の緊急対応に備え、重症神経難病患者の受入機関確保のための全国専門医療機関ネットワークの構築等を通じて、包括的な支援体制の充実・強化を図る。	
⑦HIV 感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業(新規)【重点化】	1. 3億円
HIV 治療の進歩により長期存命が可能となった HIV 感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境を整備するため、訪問看護師や訪問介護職員への実地研修、かかりつけ医や地域の歯科医への講習会、医療・介護従事者向けの普及啓発等を実施する。	

⑧在宅での疼痛緩和のための医療用麻薬の適正使用の推進(新規)【重点化】

60百万円

在宅患者のニーズに合った在宅緩和ケアを遅滞なく提供できるよう、地域単位での医療用麻薬の在庫管理システムを開発・活用したモデル事業等を実施するとともに、医療用麻薬の適正使用の推進に向けた普及啓発を行う。

⑨薬物依存者の治療と社会復帰のための支援(新規)【重点化】

61百万円

薬物依存者の治療と社会復帰に向けた取組みを支援するため、薬物乱用離脱相談等に関するマニュアル整備、関係機関間の連携、薬物依存者の家族間の情報交換・連携強化等のモデル事業を実施する。

4 地域包括ケアの推進

43億円(28億円)

(1)地域ケア多職種協働推進等事業(新規)

10億円

市町村で地域包括ケアシステムを構築するため、地域包括支援センターの医療・介護等の多職種連携機能を強化する。

このため、地域のネットワーク構築や多職種連携の場である地域ケア会議の運営の指導的な役割を担う人、在宅医療の医師、OT・PT 等のリハビリ職、地域保健の医師・保健師等助言を行う専門職の確保を支援する事業を行う。

(2)認知症を有する人の暮らしを守るための施策の推進

31億円(27億円)

①市町村での認知症施策の推進等

認知症地域支援推進員を中心に、市町村で医療、介護や生活支援サービスが有機的に連携したネットワークを構築し、認知症の人への効果的な支援を行う取組の拡充を図る。

②地域での市民後見活動の仕組みづくりの推進

市民後見人（弁護士、司法書士等の専門職以外の後見人）を育成するとともに、その活動を支援するなど、地域での市民後見活動の仕組みづくりの更なる推進を図る。

(3)ねんりんピック宮城・仙台大会への支援

2. 1億円(87百万円)

平成 24 年度に宮城県と仙台市で開催される「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」について、東日本大震災からの「復興」と「感謝」を PR する大会として開催するための支援を行う。

(4) 介護職員等によるたん吸引等の研修の実施

介護保険施設や障害者関係事業所等で喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するため、都道府県レベルで研修を実施する。

5 安心で質の高い介護サービスの確保

2兆4, 170億円(2兆2, 924億円)

(1) 安定的な介護保険制度の運営 2兆3, 925億円(2兆2, 679億円)

介護給付、地域支援事業等の実施に必要な経費を確保するとともに、介護給付費の適正化事業を更に推進し、安定的・効率的な介護保険制度運営に努める。

また、平成24年度以降の介護職員の処遇改善の在り方については、予算編成過程で検討する。

(2) 地域での介護基盤の整備 91億円(63億円)

① 都市型軽費老人ホーム等の整備 56億円(63億円)

都市型軽費老人ホーム等の整備に必要な経費について財政支援を行う。また、介護療養型医療施設の一層の転換を図る。

② 在宅サービス拠点の充実(新規)【重点化】(再掲・51ページ参照) 35億円の内数

③ 低所得高齢者の住まい対策(新規)【重点化】(再掲・51ページ参照) 35億円の内数

(3) 介護サービス情報の公表制度の着実な実施 3. 3億円(28百万円)

平成24年度に改正される介護サービスの情報公表制度が円滑かつ着実に実施されるよう、都道府県が行う普及啓発、調査員の専門性を活用した相談体制の充実や調査員研修等についての事業を支援する。

(4) 福祉用具・介護ロボットの実用化の支援 83百万円(83百万円)

福祉用具や介護ロボット等の実用化を支援するため、試作段階にある当該機器等を対象として、臨床的評価や介護保険施設等におけるモニター調査等を実施する。

(5) 適切なサービス提供に向けた取組の支援	150億円(182億円)
①市町村介護予防強化推進事業(新規)	2.8億円
閉じこもりやうつ等により通所での事業参加が困難な高齢者に対し、生活機能の低下予防に効果的な訪問型介護予防プログラムを開発し、全国へのマニュアル提示などを行う。	
②適切なサービス提供に向けた取組の支援	147億円(182億円)
要介護認定の認定調査員への研修を行う。また、社会福祉法人による低所得者への利用者負担軽減措置等の取組を支援する。	

6 革新的な医薬品・医療機器の開発促進 370億円(211億円)

(1) 臨床研究中核病院(仮称)の整備(新規)【重点化】	51億円
ニーズが高い分野の医薬品開発や医工連携による医療機器開発などについて中核となる病院を定め、国際水準（ICH-GCP（※）準拠）の臨床研究の実施や医師主導治験の中心的役割を担う基盤として、臨床研究中核病院（仮称）を10箇所整備する。	
※ICH-GCP：日米EU医薬品規制調和国際会議による医薬品の臨床試験の実施基準	
ICH (International Conference on Harmonization of Technical Requirements for Registration of Pharmaceuticals for Human Use)	
GCP (Good Clinical Practice)	
(2) 国際水準で実施する臨床研究等の支援(新規)【重点化】	38億円
臨床研究中核病院（仮称）での国際水準（ICH-GCP 準拠）の臨床研究を支援するとともに、国立高度専門医療研究センターでの先端技術の実用化に向けた開発・臨床応用研究等を支援する。	
(3) 早期・探索的臨床試験拠点の整備	30億円(33億円)
世界に先駆けてヒトに初めて新規薬物を投与したり、医療機器を使用する臨床試験等の実施拠点となる早期・探索的臨床試験拠点に対し、人材確保、診断機器等の整備、運営に必要な経費について財政支援を行う。	
(4) 日本主導のグローバル臨床研究拠点の整備(新規)	5.9億円
日本発シーズによる革新的新薬・医療機器の創出や、医療の質の向上のためのエビデンスの確立を図るため、日本主導のグローバル臨床研究を実施する体制を整備する。	

(5)医薬品等開発に係る研究のプロトコール審査・進捗管理(新規) 1. 1億円

医薬品等の開発に係る臨床研究について、プロトコール（試験計画）の審査等を一元的に行うとともに、非臨床研究も含め、PDCAに基づく一貫した進捗管理を行う事業を試行的に実施する。

(6)再生医療分野での研究開発基盤の整備(新規)【重点化】 4. 4億円

国内外の大学、研究機関等によって作成・保存されているヒト幹細胞（iPS細胞、ES細胞、疾患特異的iPS細胞を含む。）の作成・保存方法、性質等の情報を一元化したデータベースを構築し、国内外の研究者が国内外で保存されている細胞の中から必要な細胞を見つけて研究に利用すること、及び患者が幹細胞治療等の利点欠点等を知ることを可能にする。

(7)後発医薬品の使用促進 4. 8億円(4. 7億円)

患者や医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、品質・安定供給の確保、情報提供の充実や普及啓発等による環境整備に関する事業等を引き続き実施する。また、安定供給体制等を指標とした評価基準の検討や、これまでの取組への検証等を行い、後発医薬品の更なる信頼性向上を図る。